

都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業実施要綱

令和 8 年 6 月 30 日 8 推 推 第 196 号

(目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、人口構造の変化や物流ニーズの高度化等を背景として顕在化する物流分野の課題に対応するため、ドローンを活用した物流サービスの社会実装を推進してきたところである。令和4年度から令和6年度まで、民間事業者等によるドローン物流サービスの実証及びビジネスモデル構築を支援し、都市部における社会実装に向けた知見の蓄積を図るとともに、令和7年度においてはデジタルツイン技術を用いた効率的な検証を行い、都市部におけるドローン物流のユースケースや飛行モデルルートの創出を行ってきた。今後、これらの取組を更に発展させ、実運用を見据えた飛行ルートの検討や運航体制の構築、ドローン物流の事業化・社会実装を推進していくため、引き続き支援を行っていく必要がある。

このため、都は、デジタルツイン技術を活用した飛行ルートの机上検討データの提供と併せて、ドローン物流サービスの社会実装を目指す取組を支援する「都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。この要綱は、本事業の実施について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 都は、本事業において、ドローンを活用した物流サービスの社会実装を推進し、都市部における社会実装を見据えた検討及び実証に取り組む体制を構築するため、次に掲げる支援を行う。

- (1) 複数の関係主体が参画してドローン物流サービスの社会実装に取り組むコンソーシアムを選定し、当該コンソーシアムによる取組に対して必要な財政的支援を行う。
- (2) 実証飛行の実施や飛行ルートの開拓等に関し、関係行政機関、施設管理者その他関係者との調整に係る支援を行う。
- (3) デジタルツイン技術等を活用した2つのエリアと6つの飛行ルート（以下「都提供ルート」という。）の机上検討その他の検討結果を、コンソーシアムに提供する。

2 前項の支援を受けるコンソーシアムは、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 離着陸地点及び飛行困難箇所を除き、レベル4の飛行を見据えたレベル3.5の飛行実証を行い、ドローン物流サービスの実現に向けた事業計画の検討及び構築をすること。
- (2) 都提供ルートの実証飛行に向け、安全性、運行管理など課題を整理し、課題解決に必要なステークホルダーと調整を行うこと。
- (3) 都提供ルートの実証飛行の実現が事業者の責めによらない理由で不可の場合、都と協議の上、任意の都市部のルート開拓を進めること。
- (4) ドローン物流の事業化に係る関係者との調整を行うほか、社会実装に向けた実証を行うこと。

(5) 上記を踏まえて、一定期間の飛行実証を行うこと。

(6) 得られた成果の整理並びに今後の社会実装に向けた課題の整理を行い、社会実装までのロードマップを示すこと。

(飛行ルートを選定)

第3条 本事業の飛行ルートは、都提供ルートのうち1つを対象とする。ただし、複数のエリアやルートにまたがる飛行ルートを対象とすることも認める。

2 橋梁下を通過するルートや夜間飛行、複数機運航等の多様な飛行実証を行うものとする。

(対象者)

第4条 本事業の支援対象者は、ドローンの機体、運航、物流、システム、エリア管理その他本事業の実施に必要な分野の主体により構成されるコンソーシアムとする。

2 前項のコンソーシアムは、本事業を円滑に実施するため、当該コンソーシアムを代表し、主として事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）を定めるものとする。

3 その他コンソーシアムや実施主体に関し必要な事項は、別に定める。

(公募)

第5条 都は、本事業の対象となるコンソーシアムを公募する。

2 公募に応じようとするコンソーシアムは、事業計画申請書（別記第1号様式）を都に提出するものとする。

3 その他公募に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画の決定)

第6条 都は、前条第2項の規定により提出された事業計画申請書について、別に定める審査会に諮った上で、採択の可否を決定する。

2 都は、採択する場合は決定通知書（別記第2号様式）により、不採択とする場合は不採択通知書（別記第3号様式）により、それぞれコンソーシアムに通知する。

3 都は、前2項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(事業計画の実施)

第7条 コンソーシアムは、前条第1項の規定により採択された事業計画について、適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第8条 コンソーシアムは、事業計画を変更しようとする場合は、変更申請書（別記第4号様式）によりあらかじめ都に報告しなければならない。ただし、事業計画の内容を大幅に変更する場合その他別に定める場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。

2 都は、前項の承認をした場合は、その旨を変更承認通知書（別記第5号様式）によりコンソ

ーシアムに通知する。

(事業計画の中止)

第9条 コンソーシアムは、事業計画を中止しようとする場合は、中止申請書（別記第6号様式）によりあらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 都は、前項の承認をした場合は、その旨を中止承認通知書（別記第7号様式）によりコンソーシアムに通知する。

(事業計画の取消)

第10条 都は、正当な理由がない場合、及びステークホルダーと調整がつかず事業計画の遂行が困難と認められる場合には、第6条若しくは第8条の規定による決定若しくは承認の一部又は全部を取り消すことができる。

(成果の取扱い)

第11条 本事業により得られた成果については、都に帰属し、今後のドローン物流サービスの飛行ルート検討及び社会実装の促進に資することを目的として、原則として公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的財産権、事業者の正当な競争上の利益その他の事情に配慮する必要がある場合は、この限りでない。

(支援期間)

第12条 第6条の規定により採択されたコンソーシアムに対する支援は、最大2か年にわたり連続して行うことができるものとする。

(損害等)

第13条 コンソーシアムは、本事業を自身の責任で実施するものとする。事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、コンソーシアムがその費用を負担するものとする。

2 コンソーシアムが、故意又は過失により、都又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任をコンソーシアムが負うこととする。

3 都が賠償責任を負った場合で、コンソーシアムの責任も認められる場合には、都は求償権を行使できるものとする。

(事業の実施期間)

第14条 本事業の実施期間は、令和8年6月1日から令和10年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 8 年 6 月 30 日付 8 デ推推第 196 号）

この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。